改定日:2023.06.20

1.製品名及び会社情報

製品名: ヌリッパー x2

発売元:株式会社 TOSHO

製造国:USA

住所: 〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 5-20-7-1F 電話: 03-5929-9400 FAX: 03-3316-2257

製品用途:エンボス床、化学床、磁器タイル等天然石以外の床材

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	金属腐食物質	区分外

引火性液体区分外

健康に対する有害性 急性毒性(経口) 区分2

急性毒性(経皮) 区分2

急性毒性(吸入・ガス) 区分2

急性毒性(吸入・蒸気) 区分2

皮膚腐食性・刺激性 区分 2

眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性 区分1

生殖細胞変異原性 区分外

発がん性 区分 2

特定標的臓器毒性(単回ばく露)区分2

*記載の無いものは分類対象外または分類できない

GHS のラベル要素



注意喚起語

藝生

危険有害性情報

- H314-重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
- H318-重篤な眼の損傷
- H332-吸入すると有害
- H361-生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
- H317-アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- H400-水生生物に非常に強い毒性
- H410-長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
- H371-臓器の障害のおそれ-肺

安全対策

- ・使用前に取扱説明書を入手すること
- ・すべての安全予防措置を読み、理解するまでは取り扱わないこと。
- ・個人用保護具を着用すること。
- ・室外もしくはよく換気された場所でのみ使用すること。
- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・保護手袋を着用すること。
- ・この製品の使用時には飲食、喫煙は禁止。
- ・環境に放出しないこと。

応急処置

- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。
- ・応急処置をしても具合が悪い場合は、ただちに医師に連絡すること。
- ・皮膚や髪に付着した場合は、直ちに洗い流すこと。
- ・汚染された衣服は洗濯をすること。
- ・皮膚に炎症や発疹が起きた場合、医師に治療を受けてください。
- ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・気分が悪いときは医師に連絡すること。
- ・飲み込んだ場合は口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。医師に連絡をすること。
- ・漏出物を集めること。

保管

ヌリッパーx2

・子供の手が届かないところ、日光が当たらない冷所に保管してください。

廃棄

・内容物および容器は承認された廃棄物処理場(業者)に廃棄すること。

その他

・ほかの危険有害性:情報なし

3.組成、成分情報 (化学物質・混合物の区別)

成分名/化学名	含有量	CAS 番号	官報公示整	理番号
			化審法	安衛法
メタケイ酸ナトリウム	<5%	6834-92-0	1-508	
水酸化カリウム	<5%	1310-58-3	1-369	-
2-ブトキシエタノール	<5%	112-34-5	7-97, 2-422	2-(8)-99
エトキシ化アルコール	<5%	68439-46-3	7-97	-

4.応急処置

眼に入った場合:上下のまぶたを開き、15分以上大量の流水で眼球の隅々まで行き渡るように洗う。

不快感が続く場合は、医者の診察を受ける。

皮膚についた場合:石けんと水で洗い流す。 衣服に付着した場合は脱いで洗ってください。

不快感が続く場合は、医者の診察を受ける。

摂取した場合:大量の水を飲んで直ちに医者の診察を受ける。

吸入した場合:外気の新鮮な空気を吸って下さい。

不快感が続く場合は、医者の診察を受ける。

5.火災時の措置

本製品が製品乾燥物に着火した場合は、次の処置方法に従うこと。

消火剤:粉末、二酸化炭素、泡(耐アルコール泡)、水噴霧

消火方法:注水、水噴霧、各種消火剤などの使用

ヌリッパーx2

消火する人の保護:消火作業の際には適切な呼吸保護具を着用し、煙の吸入を避ける

注意:加熱により容器が爆発するおそれがある。

火災によって刺激性または毒性のガスを発生するおそれがある

6.漏出時の処置

人体に対する注意事項:

保護具(手袋、眼鏡)を着用し、漏出量が多い場合はポンプなどを用いて吸い取る。 少量の場合は ウエス、モップ、吸着マット、砂などで素早く吸い取り、十分な水で洗う

環境に対する注意事項:

漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響をおこさないように注意する。汚染された排水が適切に 処理されずに環境へ排出しないように注意する。

封じ込み浄化の方法及び機材

乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる容器に回収する

回収、中和

利用可能な情報はない

二次災害の防止策

環境規制に従って汚染された物体及び場所をよく洗浄する。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い:

・ 注意事項:眼及び皮膚、口などに付着しないように注意する。

汚染を避けるため、一度容器から出した液体をもとに戻さないこと。

使用都度容器を密閉すること。弊社指定の容器以外には移し替えないでください。

・ 保管:直射日光の当たらない場所、40℃以上の高温になる場所、凍結のおそれのある場所には 保管しないで下さい。

子供の手の届くところに保管しないで下さい。

8.暴露防止及び保護処置

換気:必ず換気をして使用する

ヌリッパー x 2

呼吸保護具:不要

保護用衣類:ゴム手袋、長袖、長ズボン、エプロンの着用の上使用

眼の保護:ゴーグルを使用

このセクションで記述された取り扱いは、この製品を使用する際の危険性を最小限にするための一般的指導と

して述べています。

ばく露限界

化学名	日本産業衛生学会	管理濃度 作業環境評価基準	米国産業衛生専門家会議
水酸化カリウム	Maximum ; 2mg/㎡	N/A	Ceiling: 2 mg/m²

9.物理的及び化学的性質

物理状態

性状液体

臭い レモンのかおり

融点/凝固点 データなし

沸点 100℃

可燃性 引火性の危険性なし

蒸発速度 データなし

爆発上限界 データなし

爆発下限界 データなし

引火点データなし

自然発火点 データなし

p H 原液 25℃ 13-14

比重 1.052-1.062

粘性@25℃ データなし

VOC データなし

水溶解 完全溶解

10.安定性及び反応性

安定性:通常の取扱条件において安定

不適合(避けるべき条件): 高温と直射日光

不適合(避けるべき材料):強酸化剤

有害な分解物:金属酸化物

11.有害性情報

急性毒性

化学名	経口 LD50	経皮 LD50	吸入 LC50
水酸化カリウム	273mg/kg(Rat)	N/A	N/A

化学名	急性毒性(経口)分類根拠	急性毒性(経皮)分類根拠	急性毒性(吸入-ガス)
			分類根拠
水酸化カリウム	NITE の GHS 分類に基づく	NITE の GHS 分類に基づく	NITE の GHS 分類に基づく

化学名	急性毒性(吸入蒸気)分類根拠	急性毒性(吸入粉塵)分類根拠	急性毒性(吸入毒性-ミスト)
			分類根拠
水酸化カリウム	NITE の GHS 分類に基づく	NITE の GHS 分類に基づく	NITE の GHS 分類に基づく

皮膚腐食/皮膚刺激性

化学名	皮膚腐食性/皮膚刺激性分類根拠
水酸化カリウム	NITE の GHS 分類に基づく

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

化学名	重篤な眼損傷性/刺激性分類根拠
水酸化カリウム	NITE の GHS 分類に基づく

呼吸器感作成または皮膚感作成

化学名	呼吸器又は皮膚感作成分類根拠
水酸化カリウム	NITE の GHS 分類に基づく

生殖細胞変異原性

化学名	生殖細胞変異原性分類根拠
水酸化カリウム	NITE の GHS 分類に基づく

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

化学名	特定標的臓器毒性(単回ばく露)分類根拠
水酸化カリウム	NITE の GHS 分類に基づく

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

化学名	特定標的臓器毒性(反復ばく露)分類根拠
水酸化カリウム	NITE の GHS 分類に基づく

誤えん有害性

化学名	誤えん有害性分類根拠	
水酸化カリウム	NITE の GHS 分類に基づく	

12.環境影響情報

その他のデータ

化学名	水生環境有害性 短期(急性)分類根拠	水生環境有害性 短期(急性)分類根拠
水酸化カリウム	NITE の GHS 分類に基づく	NITE の GHS 分類に基づく

残留性利用可能な情報なし

生体蓄積性利用可能な情報なし

土壌中の移動性利用可能な情報なし

オゾン層への有害性利用可能な情報なし

13.廃棄上の注意

少量の余った本製品廃棄の場合:廃棄は都道府県の法律、規制に則る必要がある

汚染容器及び包装:容器は都道府県の法律、規制に則る必要がある

大量に本製品廃棄の場合:都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者や処分業者に廃棄物

処理法、及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。

14.輸送上の注意

国際規制

<国連番号> : UN1813

<品名> : 水酸化カリウム

 <危険物クラス>
 : 8

 <容器等級>
 : II

〈緊急時応急措置指針番号〉 : 該当せず

国内規制

<陸上輸送> : 消防法の規定に従う

<海上輸送> : 船舶安全法の規定に従う

<航空規制情報> : 航空法規制に従う

〈海洋汚染物質〉 : 該当せず

15. 適用法令

消防法非該当

労働安全衛生法 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法 57条、施行令第 18条)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別紙第9

No.316

毒物及び劇物取締法 非該当(5%以下)

危険物船舶輸送及び貯蔵規制安全法 腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表1)

海洋污染防止法 施行令別表第 1 有害液体物質 Y 類物質

(PRTR法)

改正化学物質排出管理促進法 該当

(令和5年4月1日より)

輸出貿易管理令 該当せず

化学名	毒劇及び劇物取締法	労働安全衛生法	化学物質排出把握管理促
		名称等通知物質	進法(PRTR 法)
		(法令 57 条 2)	(令和5年4月1日より)
		(令和6年3月31日まで)	

水酸化カリウム	5%以下	該当	-
2-ブトキシエタノール			政令番号 1-041
			管理番号 580

16.その他の情報

引用文献および参照ホームページ等

NITE:独立行政法人 製品評価技術基盤機構

NITE-Gmiccs GHS 混合物分類判定、ラベル/SDS 作成支援システム

https://www.ghs.nite.go.jp/

製品安全データシートは製造者が現時点で入手できる資料、情報及びデータなどに基づき作成しております 情報の完全さ、正確さを保障するものではありません。

危険・有害性化学商品について、安全な取扱いを確保するため参考情報として、取り扱う事業者に提供 されるものです。

すべての化学薬品には未知の危険性や有害性がありえるため、ご使用の際には商品表示ラベル記載内容 及び安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取り扱ってください。

改定日:2023.06.20